

IV

資料編

# 1 計画策定方針

## 「第5次羽生市総合振興計画後期基本計画」策定方針

平成23年6月27日決定

### 1 趣 旨

第5次羽生市総合振興計画前期基本計画は、平成20年12月に策定され、計画期間は、平成20年度から平成24年度までとなっている。

そのため、平成25年度から平成29年度までを計画期間とする後期基本計画を策定する。

### 2 方 針

将来都市像「活力に満ちた 人輝く文化都市 羽生」を実現するために、市民と行政が一体となった計画を策定する。

### 3 実施内容

#### (1) 前期基本計画の検証

- ①施策評価の実施
- ②社会情勢と市の現況及び課題の整理
- ③市長公約の反映
  - ・「日本一魅力ある羽生市」を目指す
  - ・「単独での自主自律」
  - ・「観光交流人口100万人」の実現
- ④市民との協働によるまちづくりの推進
- ⑤安全で安心なまちづくりの推進
- ⑥土地利用構想の検証

#### (2) 市民との協働による計画づくり

市民との情報の共有を図るとともに、市民との協働によるまちづくりを念頭に計画を策定する。

- ㊸総合振興計画審議会を開催する。
- ㊹パブリックコメントを実施する。
- ㊺行政改革推進委員会からの提案や意見を取り入れる。
- ㊻羽生市の将来を語る会からの今後のまちづくりについて提案等を取り入れる。
- ㊼市民意識調査により、前期基本計画の施策に対する満足度や重要度などを検証する。
- ㊽市政懇談会を開催する。
- ㊾ホームページや広報紙を使い策定状況を公表する。

## 4 策定体制

### 【市民委員会】

名 称	構 成	役 割
総合振興計画審議会	<b>【26人】</b> ・市議会議員 ・市教育委員会の委員 ・市農業委員会の委員 ・市職員 ・市内の公共団体等の役員及び職員 ・学識経験者	・総合振興計画の調整に関し、必要な調査及び審議を行う。（諮問機関）
行政改革推進委員会	<b>【10人】</b> ・市政の運営に優れた識見を有すると認められる市民	・市が策定する基本方針及び施策に資するため、市政について自由に論議し、問題提起や提言等を行う。（外部意見）
羽生市の将来を語る会	<b>【39人】</b> ・まちづくりに優れた識見を有すると認められる市民	・今後のまちづくりについて提案等を行う。

### 【庁内体制】

名 称	構 成	役 割
総合振興計画策定委員会	<b>【16人】</b> ・経営会議メンバー （会長）市長 （副会長）副市長	・計画策定における庁内の意思決定を図る。 計画案について検討し、専門部会に対し必要な指示を与える。
総合振興計画専門部会	<b>【38人】</b> ・課長級 （会長）企画財務部長 （副会長）企画課長	・7政策ごとに部会を設け、部会ごとに課題の検討、計画素案の調整を行い、計画素案を策定委員会に提出する。
総合振興計画研究プロジェクト	<b>【14人】</b> ・係長級以下の若手メンバー （リーダー・サブリーダー） メンバーによる互選	・将来のあるべき姿について調査研究を行い、専門部会に成果を報告する。

# 第 5 次 羽 生 市 総 合 振 興 計 画

## 基 本 構 想

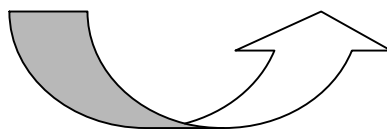
【平成 20 年度 ~ 平成 29 年度】

### 前 期 基 本 計 画

【平成 20 年度 ~ 平成 24 年度】

### 後 期 基 本 計 画

【平成 25 年度 ~ 平成 29 年度】



行政評価による検証・改善

庁内体制・・・行政改革推進本部  
外部評価・・・行政改革推進委員会

将来都市像

「活力に満ちた 人輝く文化都市 羽生」  
の実現

【平成 23・24 年度】

前期基本計画の検証・見直し

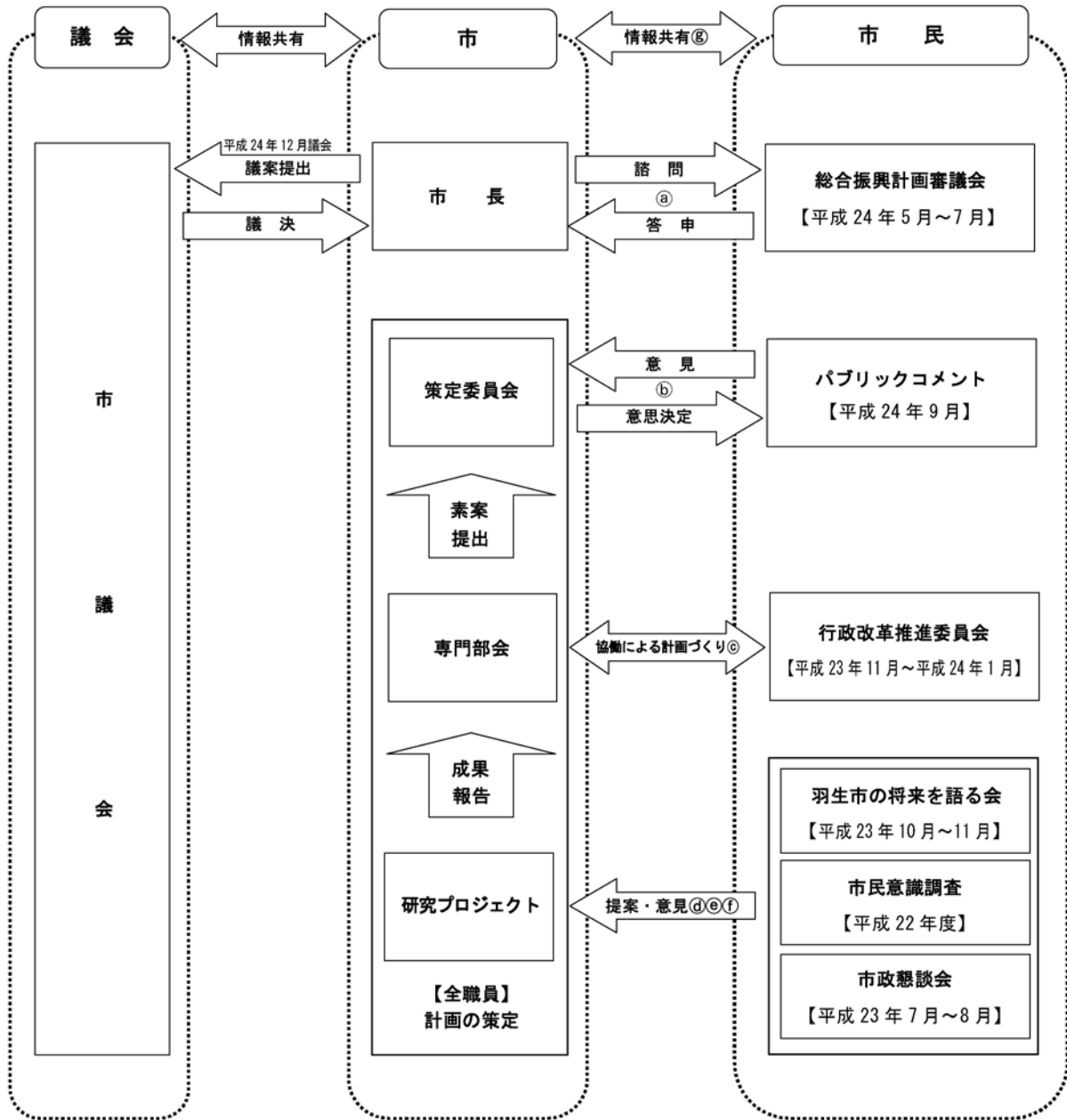
後期基本計画の策定

- ①施策評価の実施
- ②社会情勢と市の現況及び課題の整理
- ③市長公約の反映
  - ・「日本一魅力ある羽生市」を目指す
  - ・「単独での自主自立」
  - ・「観光交流人口 100 万人」の実現
- ④市民との協働によるまちづくりの推進
- ⑤安全で安心なまちづくりの推進
- ⑥土地利用構想の検証

※①～⑥については、策定方針の「3実施内容（1）前期基本計画の検証」を参照してください。

# 市民との協働による計画づくり体系図

## 総合振興計画後期基本計画



※④～⑧については、策定方針の「3実施内容（2）市民との協働による計画づくり」を参照してください。

## 2 計画策定の経緯

年	月	日	内 容
平成23年	6月	27日	「第5次羽生市総合振興計画後期基本計画」策定方針決定 策定委員会・専門部会・研究プロジェクト設置
～	7月 8月	17日 27日	市政懇談会実施（9地区）
	8月	29日	土地利用調整会議開催
	11月	4日	第1回羽生市の将来を語る会開催
～	11月 11月	14日 21日	羽生市の将来を語る会開催（7グループ）
平成24年	1月	12日	第1回行政改革推進委員会開催
～	1月 1月	18日 26日	行政改革推進委員会と担当職員との協働による計画づくり開催
～	3月 3月	15日 16日	第5次羽生市総合振興計画後期基本計画（案）庁内各課ヒアリング実施
	4月	27日	第2回行政改革推進委員会開催
	7月	4日	第5次羽生市総合振興計画（案）決定
	7月	17日	第1回総合振興計画審議会開催 市長から審議会会長に第5次羽生市総合振興計画（案）を諮問
	7月	25日	第2回総合振興計画審議会開催 第1部会・第2部会設置
	8月	2日	総合振興計画審議会第2部会（第1回）開催
	8月	3日	総合振興計画審議会第1部会（第1回）開催
	8月	8日	総合振興計画審議会第2部会（第2回）開催
	8月	9日	総合振興計画審議会第1部会（第2回）開催
	8月	20日	第3回総合振興計画審議会開催
	8月	22日	審議会会長から市長に第5次羽生市総合振興計画（案）について答申
	8月	28日	羽生市議会の議決すべき事件に関する条例を9月定例市議会に上程
～	9月 10月	18日 17日	第5次羽生市総合振興計画（案）のパブリック・コメント実施
	9月	28日	羽生市議会の議決すべき事件に関する条例を可決
	11月	20日	第5次羽生市総合振興計画基本構想の変更についてを12月定例市議会に上程
	12月	11日	羽生市総合振興計画基本構想審査特別委員会開催
	12月	18日	第5次羽生市総合振興計画基本構想を可決

### 3 羽生市総合振興計画審議会条例

#### 羽生市総合振興計画審議会条例

昭和45年12月23日

条例第35号

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、羽生市総合振興計画審議会の設置、組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 市長の諮問に応じ、総合振興計画（国土利用計画を含む。）の調整に関し必要な調査及び審議を行うため、羽生市総合振興計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第3条 審議会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 市の議会議員
- (2) 市の教育委員会の委員
- (3) 市の農業委員会の委員
- (4) 市の職員
- (5) 市内の公共団体等の役員及び職員
- (6) 学識経験を有する者

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長1人、副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、非常勤とする。

(部会)

第6条 審議会は、必要に応じ部会を置くことができる。

2 部会の委員は、審議会の委員のうちから会長が指名する。

第7条 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。

2 部会長は、部会の事務を掌理する。

3 部会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第8条 審議会又は部会は、それぞれ会長又は部会長が招集する。

2 審議会又は部会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会又は部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、それぞれ会長又は部会長の決するところによる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、企画課において処理する。

(雑則)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 4 羽生市総合振興計画審議会委員名簿

任期：平成24年7月17日～平成26年7月16日

役職名	氏名	部会	審議会条例第3条第2項による区分
会長・第1部会部会長	入江 建夫	第1部会	市内の公共団体等の役員及び職員
副会長	斉藤 昭治	第2部会	〃
	新井 貫司	第1部会	市の議会議員
	中島 直樹	第2部会	〃
	茂木 延夫	第1部会	〃
	島村 勉	第2部会	〃
第2部会副部会長	栗原 倉子	〃	市の教育委員会の委員
	中島 牡雄	〃	市の農業委員会の委員
	齋藤 淳	第2部会	市の職員
	愛敬 絹代	〃	市内の公共団体等の役員及び職員
	飯島 高一	第2部会	〃
	出井 美智子	第1部会	〃
	岡戸 大祐	〃	〃
	岡山 松藏	〃	〃
	小暮 勝彦	〃	〃
	小林 藤市	第2部会	〃
	小谷 野俊宏	〃	〃
第2部会部会長	篠田 幸雄	〃	〃
	須山 誠一	〃	〃
第1部会副部会長	立川 文子	第1部会	〃
	中島 勇	第2部会	〃
	中村 米二	〃	〃
	檜原 一弘	第1部会	〃
	山崎 登	〃	〃
	鎗田 和子	〃	学識経験を有する者
	渡邊 義弘	第2部会	〃

(敬称略：順不同)



## 5 諮問書

---

羽企発第107号  
平成24年7月17日

羽生市総合振興計画審議会会長 様

羽生市長 河田 晃明

### 諮 問 書

羽生市総合振興計画審議会条例第2条の規定に基づき、貴審議会に下記事項について諮問します。

諮問事項 第5次羽生市総合振興計画（案）について

理 由

基礎的自治体として民主的かつ能率的な行政を確保するとともに、地域における総合的かつ計画的な行政経営を図るため、平成20年12月に第5次羽生市総合振興計画基本構想及び前期基本計画を策定しました。

この前期基本計画は、平成24年度までの計画期間となっております。

また、本市をとりまく環境は、少子高齢化の進行、市民の価値観の多様化、地方分権の進展など、著しく変化しています。

このようなことから、これまでの行政経営の経緯を十分に踏まえ、本市の将来都市像「活力に満ちた 人輝く文化都市 羽生」を実現するため策定しました第5次羽生市総合振興計画基本構想の一部改正及び第5次羽生市総合振興計画後期基本計画について諮問するものです。

## 6 答申書

---

平成24年8月22日

羽生市長 河田 晃明 様

羽生市総合振興計画審議会  
会長 入江 建夫

### 第5次羽生市総合振興計画（案）について（答申）

平成24年7月17日付け羽企発第107号で諮問のありました第5次羽生市総合振興計画（案）について、別紙のとおり答申いたします。

別紙

#### 第5次羽生市総合振興計画（案）に対する答申

本審議会は、平成24年7月17日に第5次羽生市総合振興計画基本構想の一部改正及び第5次羽生市総合振興計画後期基本計画について諮問を受け、計7回にわたり会議を開催し、慎重に審議を重ねてまいりました。

今回の計画（案）では、事業の選択と集中を図り、実効性のある計画とするため、課題解決型の体系に改正するとともに、市民の役割を新たに加えた点につきましては、一定の評価ができます。

また、本市の将来都市像「活力に満ちた 人輝く文化都市 羽生」の実現に向け、前期基本計画を検証するとともに、将来を見据えた課題に対応した施策を展開するものであり、概ね妥当であると認めます。

さらに、「羽生市の将来を語る会」や「行政改革推進委員会」、そして本審議会と、計画策定の初期段階から各段階において、市民と職員が同じテーブルにつき意見交換しながら、計画（案）を策定されたという貴重な経験を生かし、今後も市民との協働によるまちづくりを一層推進することを希望します。

今後の課題は、計画に掲げた各種施策をいかに実現するか、そして計画をいかに分かりやすく市民に周知していくかが挙げられます。

最後に、計画を具体化するに際しては、本審議会の意見・提案を十分に尊重され、今後のまちづくりに最善の努力をされるよう要望します。

なお、個別の意見等につきましては、下記のとおりです。

## 記

### 1 基本構想

#### (1) 「土地利用構想」について

- ①工業系・産業系市街地について、国・県と連携協力を図りながら企業誘致を積極的に推進されたい。

### 2 後期基本計画

#### (1) 政策1 「市民との協働によるまちづくり」について

- ①市民協働の推進について、目標指標に掲げた「自治会加入世帯率80.0%」を平成29年度に達成させるため、市民と行政が一体となって努力していくとともに、地域協議会の設立や活動を一層支援することにより地域の活性化を推進されたい。
- ②男女共同参画の推進について、審議会等への女性委員の参加促進を図り、女性の能力の十分な発揮に努めるとともに、ドメスティック・バイオレンスを早期発見・早期対応するため、関係機関との連携を強化されたい。

#### (2) 政策2 「安全で安心なまちづくり」について

- ①防災対策の推進について、災害発生時の高齢者や要援護者の安全が確保できるよう、自主防災組織と民生委員などが情報共有を図るとともに、今後の高齢化の進行を見据えた防災訓練を国・県や関係機関と連携して定期的かつ継続的に実施されたい。
- ②防災対策の推進について、東日本大震災を踏まえて、他市町村との広域連携や団体・企業との防災協定の締結などを検討し、さらに公共施設の耐震化を実施する際には、なるべく費用のかからないよう計画的に実施されたい。
- ③消防・救急の充実について、目標指標に掲げた「住宅用火災警報器設置率80.0%」を平成29年度に達成させるため、継続的・効果的な広報活動を実施されたい。
- ④防犯対策の推進について、東町が実施している「子供見守り隊」のような取り組みを他の地域にも広げることが検討されたい。
- ⑤交通安全対策の推進について、親と子どもの交通安全意識の醸成を図るため、交通安全母の会と連携した啓発活動を継続的に実施されたい。
- ⑥消費者行政の推進について、被害を防止するため、消費者意識の啓発を徹底されたい。

#### (3) 政策3 「健康で希望に満ちたまちづくり」について

- ①地域福祉の推進について、地域活動やボランティア活動に取り組める体制づくりのため、助け合い・支えあいの仕組みづくりを推進されたい。
- ②健康づくりの推進について、医療費削減のため各種健康づくり事業を効果的に実施するとともに、食生活改善推進員との協働により食育を推進されたい。
- ③地域医療の充実について、利根保健医療圏における医療連携ネットワークシステム「とねっと」の利点を市民に分かりやすく広報して加入者の増加に努められたい。

- ④子育て支援の推進について、保育所待機児童数0人を今後も継続していくとともに、地域子育て支援センターや国で準備を進めている子ども・子育て新システムの状況などと合わせ児童館の設置を検討されたい。
- ⑤障がい者支援の推進について、障がい者とともに暮らすことへの正しい認識と理解を深める活動を実施されたい。
- ⑥高齢者支援の推進について、高齢者が地域で生きがいを持って生活できるような支援と見守り事業の充実を推進されたい。
- ⑦社会保障の充実について、国民年金保険料の収納率を向上させるため、国民年金制度の周知・相談を引き続き実施されたい。

#### (4) 政策4「次代を担う個性豊かなまちづくり」について

- ①幼児・家庭教育の充実について、親に対する教育を充実させるとともに、親子で触れ合える場を創出するための新たなボランティアの育成に取り組み、さらに公民館図書室を充実されたい。
- ②義務教育の充実について、アドバンス・スクールに選ばれた事業を継続的に実施するとともに、学校・家庭・地域の三者協働による学校づくりを推進されたい。
- ③高等教育機関等との連携について、市内にある高等教育機関等と小中学校とのさらなる連携を図られたい。
- ④生涯学習の推進について、市民の自主的・自立的な活動を推進するためのサークルやリーダーの育成に努めるとともに、団塊の世代の地域活動を促す講座等を積極的に実施されたい。
- ⑤文化の継承・振興について、ムジナモ保存会と連携・協力して宝蔵寺沼ムジナモ自生地における自然環境の回復に取り組むとともに、観光の振興に繋がるよう文化財の積極的なPRに努められたい。
- ⑥生涯スポーツの振興について、各種スポーツ団体を担う新たな人材の育成に努められたい。

#### (5) 政策5「活力に満ちたまちづくり」について

- ①農業の振興について、農業を担う人づくりや耕作放棄地の解消に結びつくような施策を実施するとともに、販路拡大につながるよう地元農産物の積極的な市内外へのPRに努められたい。
- ②商業の振興について、商工会や地元商店街などとの連携強化を図るとともに、大型店舗の進出に関する影響を考慮した施策を検討され、さらに、はにゅうブランドの推進に向けた取り組みを積極的に支援されたい。
- ③観光の振興について、県営羽生水郷公園の拡張整備に合わせて観光イベントに有効活用することを検討するとともに、フィルムコミッションによるロケーションサービスの実施回数を増やすことにより、はにゅうブランド力の向上に努められたい。
- ④勤労者支援・雇用の促進について、羽生市ふるさとハローワークやハローワーク行田などと連携して就業支援を充実するとともに、シルバー人材センターが取り扱う事業の種類を増やすことを検討されたい。

## (6) 政策6「快適で住みやすいまちづくり」について

- ①市街地の整備について、良好な住環境を形成するため、岩瀬土地区画整理事業の早期整備を推進されたい。
- ②道路の整備について、生活道路の整備や舗装・補修工事を計画的に実施するとともに、老朽化した橋梁の適切な維持管理に努め、さらに通学路における交通安全施設の整備を推進されたい。
- ③上水道の整備について、安全で安定的な水道水の供給を引き続き行うとともに、老朽管の更新を計画的に実施されたい。
- ④下水道の整備について、供用開始区域内における下水道接続戸数の積極的な増加に努められたい。
- ⑤公園・緑地の整備について、公園の適正な維持管理を引き続き実施するとともに、県営羽生水郷公園に子ども達が遊べる大規模な遊具の設置や水と安全に親しめる施設となるよう県に要望されたい。
- ⑥公共交通の利便性の向上について、市内における移動手段の充実を検討されたい。
- ⑦ごみ処理の適正化について、子ども達に対する環境教育などとあわせて、家庭でのごみの分別収集を積極的に啓発されたい。
- ⑧環境保全の推進について、水質保全のため、単独処理浄化槽などから合併処理浄化槽への転換を推進されたい。

## (7) 政策7「行政経営の改革」について

- ①広報・広聴の充実について、市議会の議案などを市民へ迅速に周知できる方策を検討されたい。
- ②情報化の推進について、自治体クラウドによる情報システムの導入を検討するとともに、メール配信サービスの登録数の増加に努められたい。
- ③人事管理について、適材適所の人事配置をするとともに、研修会等に積極的に参加させることにより職員の能力向上に努められたい。
- ④健全な財政運営について、公共施設の統廃合を今後も検討するとともに、市の財政状況を市民に分かりやすく情報提供されたい。

## 7 市民参画

### ①総合振興計画審議会

総合振興計画審議会では、諮問機関として、総合進行計画の調整に関し、必要な調査及び審議を行いました。開催状況は次のとおりです。

	期 日	内 容
第 1 回	平成24年7月17日	委嘱状の交付 会長及び副会長の選出 総合振興計画（案）の諮問について 総合振興計画審議会の役割について 総合振興計画決定までの流れについて 総合振興計画（案）概要説明
第 2 回	平成24年7月25日	総合振興計画基本構想（案）の審議 総合振興計画後期基本計画（案）政策7の審議 第1部会・第2部会設置 部会メンバー決定 部会長・副部会長の選出
第2部会 第1回	平成24年8月2日	部会による審議 総合振興計画後期基本計画（案）政策4・5の審議
第1部会 第1回	平成24年8月3日	部会による審議 総合振興計画後期基本計画（案）政策1・2の審議
第2部会 第2回	平成24年8月8日	部会による審議 総合振興計画後期基本計画（案）政策6の審議
第1部会 第2回	平成24年8月9日	部会による審議 総合振興計画後期基本計画（案）政策3の審議
第 3 回	平成24年8月20日	部会による審議報告 答申について

### ②行政改革推進委員会

行政改革推進委員会では、市政運営に優れた識見を有する市民により構成され、市が策定する基本方針及び施策に資するため、市政について自由に論議し、問題提起や提言等を行いました。概要は次のとおりです。

- ・ 構 成 員      10名
- ・ 開催期間      平成24年1月12日～4月27日
- ・ 開催回数      9回

### ③羽生市の将来を語る会

羽生市の将来を語る会では、まちづくりに優れた識見を有する市民により構成され、今後のまちづくりについて、提案等を行いました。概要は次のとおりです。

- ・構成員 39名
- ・開催期間 平成23年11月4日～11月21日
- ・開催回数 8回

### ④市民意識調査

市政についての市民の意見や要望等を広く把握し、これからのまちづくりの資料とするため、市民意識調査を実施しました。調査の概要は次のとおりです。

- ・調査対象 羽生市に居住する満20歳以上の男女
- ・対象者数 1,500名（住民基本台帳より地区別、無作為抽出）
- ・調査期間 平成23年1月4日～1月21日
- ・有効回収数（率） 1,043名（69.5%）

### ⑤市政懇談会

市政懇談会は、市政について市民の皆さんから幅広く意見を伺い、これからのまちづくりに役立てるもので、市内各地区で開催しました。開催状況は次のとおりです。

- ・開催期間 平成23年7月17日～8月27日
- ・開催場所 市内9地区の各公民館及び市民プラザ
- ・参加者数 450名

### ⑥パブリックコメント

パブリックコメント制度は、市が基本的な政策の意思決定をおこなう前に、広く市民の皆さんから意見をいただき、これを参考にして意思決定を行うとともに、いただいた意見の概要と市の考えなどを公表するものです。実施状況は次のとおりです。

- ・実施時期 平成24年9月18日～10月17日
- ・意見提出者数 1法人
- ・意見項目数 2件

## 8 その他

### (1) 羽生市まちづくり自治基本条例（抄）

#### 羽生市まちづくり自治基本条例

平成21年11月30日

条例第30号

#### 第1章 総則

##### (目的)

第1条 この条例は、羽生市における市民自治の基本理念を明らかにするとともに、市民の権利及び責務、議会及び市の役割及び責務並びに参画及び協働の仕組みに関する基本事項を定めることにより、市民、議会及び市が相互に理解し、協力し明るく豊かで活力に満ちたまちを実現することを目的とする。

##### (この条例の位置付け)

第2条 この条例は、羽生市におけるまちづくりの最高規範とする。

2 議会及び市は、他の条例、規則等の制定、改廃及び運用並びに施策の実施に当たっては、この条例の趣旨を最大限に尊重しなければならない。

#### 第9章 市政運営の原則

##### (総合振興計画)

第30条 市は、総合的かつ計画的な市政運営を行うため、この条例の趣旨をふまえて基本構想及び基本計画（以下「総合振興計画」という。）を市民参画のもとで策定しなければならない。

2 市は、総合振興計画を効果的かつ着実に実行するため、定期的な進行管理を行うとともに、新たな行政需要に応じた見直しに努め、必要に応じてその状況を公表するものとする。

#### 附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

### (2) 羽生市議会の議決すべき事件に関する条例

#### 羽生市議会の議決すべき事件に関する条例

平成24年10月1日

条例第26号

##### (趣旨)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定に基づく羽生市議会（以下「議会」という。）の議決すべき事件については、この条例の定めるところによる。

##### (議決すべき事件)

第2条 議会の議決すべき事件は、羽生市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想の策定、変更又は廃止に関することとする。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。





## 第 5 次 羽 生 市 総 合 振 興 計 画

発 行 年 月 : 平 成 25 年 3 月

発 行 : 羽 生 市

編 集 : 羽 生 市 企 画 財 務 部 企 画 課

〒348-8601

埼 玉 県 羽 生 市 東 6 丁 目 15 番 地

電 話 048-561-1121 (代 表)

U R L <http://www.city.hanyu.lg.jp/>





羽 生 市

